

社会福祉法人 若竹会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年3月1日～平成32年2月28日までの2年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成30年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成30年 5月～ 制度に関するパンフ等の資料を準備、職員に配布

目標2：小学校入学前までの子を持つ職員が、希望する場合に始業または終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度を導入する。

<対策>

- 平成30年 3月～ 職員のニーズの把握、検討開始
- 平成30年 4月～ 制度導入
- 平成30年 4月～ 園内研修等による職員への時差出勤制度の周知

目標3：年次有給休暇の取得促進のため、取得しやすい環境づくりをする。

<対策>

- 平成30年 3月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成30年 4月～ 園長会議等において管理職への周知、啓発
- 平成30年 5月～ 年次有給休暇の取得が少ない事業所又は職員に対する声掛け等を実施